

英国におけるクロスメディア所有規制に関する事例研究

－BSkyB 買収事件：代替案（UIL）の提示による議論の応酬－

数永信徳¹

英国特有のクロスメディア所有規制である「メディア企業の合併規制」は、「メディア企業の合併に関する公益性審査基準」に基づいて審査が行われる。しかしながら、当該審査基準において、その規制の対象となる「メディア企業」の範囲は必ずしも明確にはなっていない。そのため、当該審査基準の運用次第では、規制の射程範囲が大きく変わってくることになり、規制強化にも規制緩和にもなり得る可能性を秘めている。

これまで、メディア企業の合併に当該審査基準が適用された事件は、過去に三件ある。その中でも、2010年11月のBSkyB買収事件では、買収を計画する企業側から「代替案（UIL）」が示され、英国政府との間で緊迫した協議が行われるなど、これまでに例のない議論の応酬があった。そこで、本稿では、BSkyB買収事件におけるメディア企業の合併審査に当たって、英国政府がどのように判断し、審査を行っていったのか、その経過を把握していくこととする。

1. はじめに

特定の者がテレビ、ラジオ、新聞など複数のメディアを所有することを制限する「クロスメディア所有規制」について、英国²では、1996年から段階的に規制緩和が実施され、2003年の「2003年通信法」制定以降、大幅な規制改革が行われてきた。近年では2011年6月に、ローカルメディアの育成を重要課題と位置づけるキャメロン政権のもとで、「チャンネル3（ITV）³のローカル局」と「地元ローカル新聞社」の地方レベルのクロスメディア所有規制が撤廃されるなど⁴、現行のクロスメディア所有規制は、実質的に以下の二つを残してすべてが撤廃されるに至った。

i) メディア企業の合併規制

ii) 全国放送における「チャンネル3（ITV）」と「新聞社」のクロスメディア所有規制、いわゆる「20/20規制」

クロスメディア所有規制について、ここまで規制改革が実施されたことにより、英国では究極に規制が緩和されているような錯覚に陥ってしまうが、実際には、上記i)の「メデ

1 総務省情報通信政策研究所主任研究官

2 連合王国：イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランド

3 チャンネル3（ITV）：1955年放送開始の英国内最大の民間放送局（全国ネット1局、地域放送15局：ロンドン2局を含む）。総務省「世界情報通信事情（英国）」p36参照

4 当該法令改正経緯に関する英国政府の公表資料

http://www.legislation.gov.uk/ukxi/2011/1503/pdfs/ukxiem_20111503_en.pdf

「メディア企業の合併規制」の運用次第では必ずしも規制が緩和されているとは言い切れない面がある。

この英国特有のクロスメディア所有規制である「メディア企業の合併規制」の審査は、「メディア企業の合併に関する公益性審査基準 (the media public interest test)」に基づいてメディア企業の合併を承認するか否かの判断が行われることとされている。しかしながら、当該審査基準は、現行法制度上、2002年企業法第58条及び第58条A(第58条の解釈条項)に關係規定が明記されているものの⁵、具体的な規制の射程、すなわち2002年企業法第58条に規定される「メディア企業」の対象範囲は、必ずしも明確にはなっていない⁶。したがって、当該審査基準の運用次第では、規制の射程範囲が大きく変わってくることから、規制強化にも規制緩和にもなり得る可能性を秘めており、ここに英国のクロスメディア所有規制の現行法制度上の論点がある。

2. 「メディア企業の合併規制」の適用事例を検証する必要性

この英国におけるクロスメディア所有規制の論点を解き明かすためには、現行法制度の条文を分析し、そこから具体的な内容を把握しようとするだけでは限界がある。そのため、英国政府がメディア企業の合併事件において、どのように「メディア企業の合併に関する公益性審査基準」を運用してきたのかを詳細に把握していくことが必要になってくる。これまで、メディア企業の合併に当該審査基準が適用された事件は、過去に三件ある⁷。その中でも、2010年11月のBSkyB⁸買収事件では、買収を計画する企業側から「代替案 (UII: Undertakings in lieu of a reference)」が数次に渡って提示され、英国政府との間で緊迫した協議が行われるなど、これまでに例のない議論の応酬があった。本稿では、このBSkyB買収事件におけるメディア企業の合併審査に当たって、英国政府がどのように判断し、審査を行っていったのか、その経過を把握していくこととする。

はじめにBSkyB買収事件の端緒と英国通信庁 (Office of Communications: Ofcom) による調査の開始、次に英国文化・メディア・スポーツ省 (Department for Culture, Media and Sport: DCMS) の審査過程において買収を計画する企業側から示された「代替案

⁵ 2002年企業法第58条2C(a)「英国全土、英国の特定地域又は英国の地方 (locality) におけるそれぞれ異なる視聴者に対して、これらにサービスを提供するメディア企業を支配する者が十分に多様であること。」

同法第58条A(1)「第58条及びこの条の適用上、放送又は放送を含む (consists in or involves broadcasting) 企業は、メディア企業である。」

⁶ 2002年企業法58条A(1)において、「放送」とは「1990年放送法に従って放送局免許を必要とするサービス」と定義づけられているが、これに対して「放送を含む (or involves broadcasting)」及び「支配する (control)」という用語の定義は必ずしも明確になっていない。

⁷ 2006年のBSkyBによるチャンネル3 (ITV) の買収事件
2010年のニューズ・コーポレーション社によるBSkyBの買収事件 (BSkyB買収事件)
2012年のグローバルラジオによる、ガーディアン・メディア・グループのラジオ部門の買収事件

⁸ BSkyB (British Sky Broadcasting Limited) : 欧州最大手の英国の衛星放送事業者。英国の衛星放送市場を事実上独占している。
総務省「世界情報通信事情 (英国)」p37 参照

(UIL)」を巡る議論の応酬、最終局面での英国の新聞社「ニューズ・オブ・ザ・ワールド (the News of the World)」⁹による盗聴取材の発覚、同紙の廃刊、そして、最終的に BSkyB 買収計画が取り下げられるまで、一連の英国政府による BSkyB 買収事件の審査経過を検証していくこととする¹⁰。

3. 国務大臣の介入権の発動と英国通信庁 (Ofcom) による調査の開始

3.1. BSkyB 買収事件の端緒

2010年11月3日、米国のメディア企業であるニューズ・コーポレーション社は、英国の衛星放送事業者である BSkyB の買収を欧州委員会へ申請した。この欧州委員会への申請は、欧州連合「企業合併規制 (欧州連合理事会規則)」¹¹ 第1条に基づくものであり、同規則によれば、以下の二つのタイプのいずれかに合致する場合には同規則第4条に従って欧州委員会への申請が必要とされている¹²。

(類型1：欧州連合理事会規則第1条第2項関連)

「合併後の世界全体での売上高の合計が50億ユーロ以上であり、かつ、合併参加企業の少なくとも二社の欧州連合域内での売上高がそれぞれ2億5,000万ユーロ以上であること。ただし、各合併参加企業の欧州連合域内での売上高の3分の2超が同一加盟国内である場合を除く。」

(類型2：欧州連合理事会規則第1条第3項関連)

「以下の四つのすべての要件を満たすこと。

- i) 合併後の世界全体での売上高の合計が25億ユーロ以上であり、
- ii) 少なくとも三以上の加盟国における合併後の売上高の合計が各1億ユーロ以上であり、
- iii) その三以上の各加盟国における合併参加企業の少なくとも二社の売上高がそれぞれ2,500万ユーロ以上であり、
- iv) 合併参加企業の少なくとも二社の域内での売上高がそれぞれ1億ユーロ以上であること。

ただし、各合併参加企業の欧州連合域内での売上高の3分の2超が同一加盟国内である場合を除く。」

また、これと並行して、欧州連合加盟国、すなわち英国も欧州委員会の審査とは別に国内審査を行うことが可能である。このことは、同規則第21条第4項に規定されており¹³、

⁹ 買収を計画する側の企業であるニューズ・コーポレーション社の関連会社

¹⁰ BSkyB 買収事件の審査経過を時系列にまとめたものとして、DCMS「BSkyB 買収事件の審査経過 (Timeline: News Corp/BSkyB Merger)」参照
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110805081533/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/News-Corp-BSkyB_timeline.pdf

¹¹ 欧州連合理事会企業合併規制, 139/2004号

¹² 欧州連合「企業合併規制 (欧州連合理事会規則)」第1条第2項及び第3項
なお、日本における当該規定の紹介として、日本貿易振興機構 (JETRO)「主要国・地域の合併規制について」p12, 「EUの事前届出基準」参照
http://www.jetro.go.jp/jfile/report/07000755/wto_gappei_kisei.pdf

¹³ 欧州連合「企業合併規制 (欧州連合理事会規則)」第21条第4項

この規定に従い、英国政府は 2010 年 11 月 4 日、BSkyB 買収事件に対して国務大臣の介入権の一つである¹⁴「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」を発動し、国内審査に入ることになる。なお、欧州委員会の審査は、2010 年 12 月 21 日に合併承認の審査結果を得ることとなるが¹⁵、英国の国内審査においては翌年 2011 年 7 月まで激しい議論が交わされることとなる。

3.2. 国務大臣の介入権の発動「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」

BSkyB 買収計画が公表された 2010 年 11 月当時、メディア企業の合併に対する国務大臣の介入権を所管する行政機関は、英国ビジネス・イノベーション・技能省 (Department for Business Innovation and Skills: BIS) であった。当時の担当国務大臣である BIS 大臣は、2002 年企業法第 67 条(2)の規定に基づき国務大臣の介入権を発動し、これにより、2010 年 11 月 4 日、英国における国内審査手続が開始された。そして、この国務大臣の介入権の発動である「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」の具体的な内容は以下のとおりであった¹⁶。

- i) 当該合併事案は、2002 年企業法第 23 条(1)(b)に規定される「売上高基準 (turnover test)」すなわち「企業合併によって支配権を握られる企業 (買収される側の企業) の英国国内での売上高が 7 千万ポンドを超える場合」に該当する企業合併であり、「合併審査対象事案 (relevant merger situation)」であると認定する。
- ii) 同時に、当該合併事案は、欧州連合「企業合併規制 (欧州連合理事会規則)」に該当する事案であることから、英国政府としては、同規則第 21 条第 4 項の規定に基づき国内審査を開始する。
- iii) ついては、2002 年企業法第 67 条(2)の規定に基づき、「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」を発動するとともに、関係行政機関である英国公正取引庁 (Office of Fair Trading: OFT) 及び英国通信庁 (Ofcom) に対して調査要請を行うこととし、その報告書の提出期限を 2010 年 12 月 31 日までとする。

「加盟国は、本規則、本規則の一般原則と矛盾しない規則及び共同体法のその他の条項によって考慮に入れられたものの他、合法的な利益を保護するため、適切な対応をとることができる。公共の安全、メディアの多様性、投資の安全性 (prudential rules) は、上記の意味における合法的な加盟国の利益とみなされなくてはならない。」

¹⁴ 英国における企業合併に対する国務大臣の介入権の発動には、「介入通知 (intervention notice)」、「特別介入通知 (special intervention notice)」、「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」の三種類がある。

英国貿易産業省 (DTI) 「新聞社及びその他メディア企業の合併に関する公益性審査基準条項の運用解説書」(2004.5) p7, 1.3.及び p17, 4.12.参照

なお、DTI は省庁再編により、現在 BIS に改組されている

<http://www.berr.gov.uk/files/file14331.pdf>

¹⁵ 欧州連合報道発表「ニュース・コーポレーション社による BSkyB の買収について欧州委員会は企業合併を承認」(2010.12.21)

http://europa.eu/rapid/press-release_IP-10-1767_en.htm

¹⁶ BIS 「国務大臣による欧州連合介入通知の発動」(2010.11.4)

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110404165918/http://www.culture.gov.uk/images/publications/bskyb-intervention-notice-nov-2010.pdf>

この国務大臣の介入権の発動及び関係行政機関への調査要請により、OFT 及び Ofcom は公益性の観点から当該メディア企業の合併に関する調査を開始した。特に Ofcom は、国務大臣の介入権の発動の当日である 2010 年 11 月 4 日に、以下のスケジュールを公表して調査に入った¹⁷。

- ・ 11 月 5 日 意見募集（パブリック・コメント）開始
- ・ 11 月 19 日 意見提出の締切期限
- ・ 12 月 31 日までに国務大臣へ調査報告書提出

3.3. 英国通信庁（Ofcom）による BSkyB 買収事件の調査の開始

ニュース・コーポレーション社は、BSkyB の買収計画を公表した 2010 年 11 月時点において既に BSkyB の株式の 39.1%を所有しており、当該メディア企業の合併が成立すればニュース・コーポレーション社が BSkyB の株式を 100%所有することになる状況であった。それゆえ、国務大臣から発動された「欧州連合介入通知（European intervention notice）」は、メディアの多様性の確保を要請する 2002 年企業法第 58 条「メディア企業の合併に関する公益性審査基準（the media public interest test）」¹⁸による審査を前提とする事案とされ¹⁹、英国通信庁（Ofcom）もこれに従って調査を開始した。

2010 年 11 月 5 日、Ofcom が意見募集を行った主な内容は以下のとおりである。

- i) ジャンル（Content types）
→ニュース、時事問題、エンターテインメント、ドラマなど、どのようなジャンルのコンテンツが公益性審査に最も関連すると考えられるか。
- ii) 視聴者への影響（Audiences）
→BSkyB の買収によるメディア多様性の変化が、特定の視聴者に影響を及ぼすことになるかどうか。
- iii) メディア企業の対象範囲（Media platforms）
→BSkyB の買収の審査に当たって、例えばテレビ、新聞、ラジオ、インターネットなど、どのメディア企業が関連すると考えられるか。
- iv) メディア企業の支配の定義（Control of media enterprises）
→メディア企業を支配する者の多様性について、市場における影響をどのように考えるか。（支配の外部性）
→メディア企業の内部における編集権の独立の観点から、視聴者側から見た場合の情報多様性や見解の多様性をどのように考えるか。（支配の内部性）
- v) メディアの連携・融合（Future developments in the media landscape）
→放送、出版、インターネットの今後の連携・融合が視聴者に与える影響をどのように考えるか。

これらの項目について、2010 年 11 月 19 日を意見提出期限として意見募集が実施され、

¹⁷ Ofcom 「ニュース・コーポレーション社による BSkyB 買収事件に関する公益性審査基準解説書」（2010.11.4）

http://www.ofcom.org.uk/files/2010/11/PIT_Guidance_note.pdf

¹⁸ 2002 年企業法第 58 条 2C(a), 前掲注 5 参照

¹⁹ 前掲注 17 参照

それをもとに Ofcom は国務大臣への調査報告書を作成し、2010年12月31日までに提出することとなった。

4. 英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) による国内審査手続

4.1. メディア企業の合併に関する国内審査手続の概要

国内審査手続の第一段階は、国務大臣の介入権の発動である。英国政府は、欧州委員会へ合併承認申請が提出された翌日の2010年11月4日に「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」を発動し、迅速に国内審査手続の第二段階に入る。この第二段階は、国務大臣が英国公正取引庁 (OFT) と英国通信庁 (Ofcom) へ調査要請を行い、その調査結果の報告を受け、当該メディア企業の合併事案を英国競争委員会 (Competition Commission: CC) へ諮問するかどうかを判断する段階である。そして、国務大臣は、OFT 及び Ofcom からの調査報告書を検討した結果、以下の三つの選択肢のいずれかを決断することとなる²⁰。

- i) 最終段階である CC への諮問を行う。
- ii) 合併を承認する。
- iii) 買収を計画する企業側からの実質的な譲歩案である代替案 (UIL) の提出を認め、合併を承認するか、あるいは最終段階である CC への諮問を行うかについて、買収を計画する企業側との協議の結果をもとに判断する。

4.2. 「代替案 (UIL)」の提示による協議の法的根拠

本来であれば、当該メディア企業の合併について、英国競争委員会 (CC) へ諮問するか、あるいは合併を承認するかのいずれかが考えられるが、英国には独特の法制度として、第三の選択肢がある。「上記 4.1.iii)」、買収を計画する企業側からの「代替案 (UIL)」の提示による担当国務大臣との協議である。BSkyB 買収事件は、まさに、この典型例であり、実際にニュース・コーポレーション社が数次に渡って「代替案 (UIL)」を提示し、担当国務大臣である英国文化・メディア・スポーツ (DCMS) 大臣と協議を行い、ひとまず第二段階にて合併承認の方向へ向かうことになると思われた。

ここで、この「代替案 (UIL)」の提示による協議の法的根拠について確認しておく。2002年企業法第 67 条(2)の規定により国務大臣の介入権の発動として「欧州連合介入通知 (European intervention notice)」が発動された場合、合併を承認する場合は別として、CC へ諮問が原則であり、このことは 2002 年企業法の施行規則「2002 年企業法における法益の保護に関する規則 (The Enterprise Act 2002 (Protection of Legitimate Interests) Order 2003)」第 5 条に規定されている。そして、この特例措置として、企業側は「代替案 (UIL)」の提示によって担当国務大臣と協議を行うことができるとする条項が同規則の附則第 2 の第 3 項(2)に規定されている。なお、この「代替案 (UIL)」という用語は、原文では「Undertakings in lieu of a reference」と規定されており、「英国競争委員会 (CC)

²⁰ 英国貿易産業省 (DTI) 「新聞社及びその他メディア企業の合併に関する公益性審査基準条項の運用解説書」(2004.5) p18, 4.16

なお、DTI は省庁再編により、現在 BIS に改組されている

<http://www.berr.gov.uk/files/file14331.pdf>

への諮問 (reference)」の「代わり (in lieu)」に、担当国務大臣と買収を計画する企業側との間で合併によって生じる問題について協議を行い、そこで合意された解決策について「確約 (undertaking)」することを意味している。

		ニュース社(買収計画企業)	国務大臣(BIS→DCMS)	Ofcom/OFT	CC		
第一審査段階	2010年						
		11月3日	合併通知提出				
		11月4日		合併通知から10日以内に、介入権の発動を判断	・介入権発動 ・Ofcom/OFTへ調査要請	Ofcom/OFT 調査開始	
		11月5日				Ofcom意見募集開始	
		11月19日			メディア公益性審査	Ofcom意見募集締切	
		12月30日				OFT調査報告書提出	
第二審査段階		12月31日				Ofcom調査報告書提出	
	2011年						
		1月18日	第1次「代替案(UIL)」提出	Ofcom/OFTの報告書提出後10日以内に、以下のいずれかを選択	「代替案(UIL)」に基づく協議開始		
		1月24日	第2次「代替案(UIL)」提出	①CCへ諮問	OFT/Ofcomへ意見照会		
		1月27日		②合併承認			OFT/Ofcom回答
		2月11日		③企業側から提出される「代替案(UIL)」に基づく協議の開始	ニュース社へ回答		
		2月15日					
		2月16日	第3次「代替案(UIL)」提出				
		2月17日		なお、BSkyB買収事件の場合、上記③が選択され、4回に渡って「代替案(UIL)」に基づく協議が行われた。	OFT/Ofcomへ意見照会		OFT/Ofcom回答
		3月1日					
		3月3日			第3次「代替案(UIL)」に関する意見募集開始		
		3月21日			第3次「代替案(UIL)」に関する意見提出期限		
		6月14日	第4次「代替案(UIL)」提出				
		6月22日			OFT/Ofcomへ意見照会		OFT/Ofcom回答
		6月30日					
		7月7日	英国の新聞社「ニュース・オブ・ザ・ワールド」廃刊決定				
	7月8日						
	7月11日	第4次「代替案(UIL)」取り下げ					
	7月13日	BSkyB買収計画取り下げ					
第三審査段階		実施されなかった審査				諮問があった場合には、国務大臣の諮問事項の検討(24週間以内)	
			CCへ諮問を行った場合には、答申後30日以内に最終決定				

※英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS)「BSkyB買収事件の審査経過(Timeline: News Corp/BSkyB Merger)」をもとに作成
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110805081533/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/News-Corp-BSkyB_timeline.pdf

4.3. BSkyB 買収事件における二つの前提

BSkyB 買収事件の場合、担当国務大臣である英国文化・メディア・スポーツ (DCMS) 大臣が、ニュース・コーポレーション社から示された「代替案 (UIL)」の提出を認め、実質的な協議に入ることになる。ただし、その前に、次の二つの前提を念頭に置いておかななくてはならない。

一つは、「メディア企業の合併規制」を担当する所管官庁の変更である。BSkyB 買収計画が公表された 2010 年 11 月当時、メディア企業の合併に対する国務大臣の介入権を所管する行政機関は、英国ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) であったが、2011 年 1 月 18 日、英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) に権限が委譲され、「競争政策を所

管する行政機関」から「放送政策を所管する行政機関」へメディア企業の合併に対する国務大臣の介入権の発動及びメディア企業の合併審査の権限が委譲されている²¹。これによりメディア企業の合併審査は、市場独占の評価だけでなく、メディアの多様性により重点を置いた審査が可能となる体制が整った。

もう一つは、英国通信庁 (Ofcom) が 2010 年 12 月 31 日に国務大臣へ提出した BSKyB 買収事件に関する調査報告書の内容である²²。Ofcom は、当該合併事案に対して、以下の点について懸念を表明している²³。

- i) 各メディアへのニュース配信 (the wholesale level) において、テレビ、新聞、オンライン、ラジオのすべてにニュースを提供する唯一のメディアとなる。
- ii) 視聴者へのニュースの提供 (the retail level) において、全国ニュースを提供する三大メディアのうちの一つとなる。
- iii) ニュースの視聴時間 (news minutes) の観点から、BBC に次ぐ地位を確固たるものとするようになる。
- iv) クロスメディア利用動向率 (share of references) の観点から、BBC に次ぐ地位となる。

これらの観点から、Ofcom は、

「当該合併事案について、英国内の視聴者にニュースを提供するメディア企業を支配する者 (persons with control of media enterprises) について、十分な多様性が確保されなくなるおそれがあることから、公共の利益を害するおそれがあるものとする²⁴。なお、将来的に見たデジタル技術の進展による視聴環境の変化が当該合併事案に与える影響は²⁵、この意見の提出に当たって考慮していない。結論として、どの程度の公共の利益が侵害されるのかについて、英国競争委員会 (CC) によってメディア所有の集中度の評価を行う必要があることから、担当国務大臣に当該合併事案を CC へ諮問するよう意見を提出する²⁶。」

²¹ 英国ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) の公表資料

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20110207131704/https://bis.gov.uk/news/topstories/2011/Jan/transfer-of-responsibilities-from-bis-to-dcms>

英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) の公表資料

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20120403105539/http://www.cep.culture.gov.uk/news/news_stories/7721.aspx

²² Ofcom 「ニュース・コーポレーションによる BSKyB 買収事件における公益性審査基準に関する調査報告書」(2010.12.31)

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

²³ 前掲注 22 及び DCMS による第 3 次「代替案 (UIL)」に関する意見募集 (2011.3.3) p4, Basis of decision 参照

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/consultations/bskyb_consultation.pdf

²⁴ 前掲注 22, p90, Section7, Recommendations, 7.1

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

²⁵ 前掲注 22, p78, Section6, Effects of the proposed acquisition dynamic analysis

²⁶ 前掲注 22, p90, Section7, Recommendations, 7.2

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/public-interest-test-nov2010/statement/public-interest-test-report.pdf>

との調査報告書を国務大臣に提出した。

この Ofcom の調査報告書の結論は、二つの大きな意味を含んでいる。一つは、当該合併事案について、メディア所有の集中度の観点から上記 i) から iv) を検討した結果、BSkyB が保有するニュースチャンネル「Sky News」の扱いが合併の適否の鍵になるということ。もう一つは、当該合併事案の審査とは別に、将来的に見たデジタル技術の進展による視聴環境の変化、すなわちオンライン・ニュースなどインターネットへのアクセス機会の増加について、メディア多様性の観点からどのように考えるかという、より根源的な問題を新たに提起しているということ。そして、この新たな論点は、BSkyB 買収事件の最終局面において注目されることとなる。

5. BskyB 買収事件において提示された「代替案 (UIL)」を巡る議論の経過

これらの前提を把握した上で、英国政府の審査過程において買収を計画する企業側であるニュース・コーポレーション社から示された「代替案 (UIL)」を巡る議論の経過を見ていくこととする。

5.1. 第1次「代替案 (UIL)」の提示

2011年1月6日、英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) とニュース・コーポレーション社の初回の対面協議が行われた²⁷。この協議の場において、DCMS 側から以下の点が示されている。

- ・英国通信庁 (Ofcom) の調査報告書には、当該合併事案は英国競争委員会 (CC) への諮問が必要であると結論づけられている。
- ・DCMS が CC へ諮問するか否かは、当該合併事案がメディアの多様性を減少させるかどうかということではなく、当該合併事案がメディア多様性における公益性に反するかどうかという観点が重要になる。したがって、DCMS としては CC への諮問の可能性はとても高いと考えている。
- ・しかし、DCMS としては、ニュース・コーポレーション社が Ofcom の調査報告書を検討した上で反論を行うのであれば、CC へ諮問する前に、それを検討する用意がある。

これに対してニュース・コーポレーション社は、以下のように反応している。

- ・Ofcom の調査報告書は重要な論点を含んでおり、それゆえ、Ofcom の調査報告書への反論機会を確保すべきである。
- ・ニュース・コーポレーション社から提示する「代替案 (UIL)」を検討すべきである。

この協議の翌日 2011年1月7日、DCMS は Ofcom の調査報告書とともに、2002年企業

0/statement/public-interest-test-report.pdf

²⁷ DCMS とニュース・コーポレーション社の 2011年1月6日の会合議事録

<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Minute-of-meeting-with-SOS-and-News-Corp-06-Jan-2011.pdf>

DCMS 側の出席者：Jeremy Hunt 大臣、Jon Zeff メディア局長、Patrick Kilfarrieff 法務局長他 2 名

ニュース・コーポレーション側の出席者：James Murdoch 欧州・アジア地域最高経営責任者、Frederic Michel 渉外局長、Matthew Anderson 経営戦略局長他 1 名。

法第 104 条(2)に基づき、関係者の意見陳述として反論があれば文書で提出するようニュース・コーポレーション社へ通知した²⁸。一週間後の 2011 年 1 月 14 日、ニュース・コーポレーション社は DCMS へ回答を提出し²⁹、Ofcom の調査報告書には深刻な不備があると指摘、当該合併事案について CC へ諮問することは不必要、不適切であり、DCMS はニュース・コーポレーション社が提示する「代替案 (UIL)」を受け入れ、検討するべきであると主張した。そして 2011 年 1 月 18 日、ニュース・コーポレーション社は第 1 次「代替案 (UIL)」を DCMS へ提出し、以下の「代替案 (UIL)」を提示した³⁰。

- i) 「別会社 (Newco)」の設立
 - ・BSkyB の保有するニュースチャンネル「Sky News」を「別会社 (Newco)」として BSkyB から切り離す (spin-off)。
 - ・「別会社 (Newco)」への株式保有比率は、現時点の BSkyB の株主構成比率と同等とし、ニュース・コーポレーション社の株式保有比率は 39.1%とする。
- ii) 「別会社 (Newco)」の経営体制
 - ・「別会社 (Newco)」への議決権保有比率は、現時点の BSkyB の議決権比率と同等とし、ニュース・コーポレーション社の議決権比率は 37.19%とする。
 - ・「別会社 (Newco)」の意思決定機関 (the board) の大部分は、非常勤役員 (non-executive Directors) で構成される。
- iii) 「別会社 (Newco)」への移行スケジュール
 - ・ニュース・コーポレーション社による BSkyB の買収後 9 か月以内に、「別会社 (Newco)」の株式の売買を開始する。

5.2. 英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) とニュース・コーポレーション社の対面協議

この第 1 次「代替案 (UIL)」の提示を受けて、2011 年 1 月 20 日、英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) とニュース・コーポレーション社が再び対面協議を行うこととなる³¹。

²⁸ DCMS からニュース・コーポレーション社への文書 (2011.1.7)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Letter-from-SoS-to-NewsCrop_7JAN2011.pdf

²⁹ ニュース・コーポレーション社から DCMS への回答 (2011.1.14)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/NewsCorps-submission-to-SoS_14JAN2011.pdf

³⁰ 第 1 次「代替案 (UIL)」(2011.1.18)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/News_Corp_to_SoS_undertakings_in_lieu_roposal_18_Jan_11.pdf

³¹ DCMS とニュース・コーポレーション社の 2011 年 1 月 20 日の会合議事録
<http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Minute-of-meeting-with-SOS-and-News-Corp-20-Jan-2011.pdf>

DCMS 側の出席者：Jon Zeff メディア局長、Patrick Kilfarriff 法務局長他 4 名
ニュース・コーポレーション側の出席者：James Murdoch 欧州・アジア地域最高経営責任者、Frederic Michel 渉外局長、Matthew Anderson 経営戦略局長他 2 名

5.2.1. DCMS の冒頭発言

この協議の冒頭、DCMS は以下のように発言する³²。

- ・ DCMS は、現在もなお、当該合併事案を英国競争委員会（CC）へ諮問することを検討している。
- ・ ニュース・コーポレーション社が提出した第 1 次「代替案 (UIL)」と英国通信庁 (Ofcom) の調査報告書には未だ大きな相違がある。
- ・ 一方で、ニュース・コーポレーション社が追加の「代替案 (UIL)」の提出に向けて検討に入っていることも承知している。
- ・ 本日は、ニュース・コーポレーション社から既に提出されている第 1 次「代替案 (UIL)」、同社から今後提出を予定している追加の「代替案 (UIL)」、そして今後の審査手続の進め方について議論したい。

5.2.2. ニュース・コーポレーション社の反論

これに対して、ニュース・コーポレーション社は、Ofcom の調査報告書におけるメディア多様性の分析内容に対して以下のように反論する³³。

- ・ Ofcom の調査報告書による分析では、評価対象とされるべき重要なメディアが適切に扱われていない。
- ・ 特に、各メディアへのニュース配信 (the wholesale level) に関する Ofcom の分析は不適切であり、インターネットへのアクセス機会の増加を考慮したオンライン・ニュースの評価や各メディアにおける編集権の独立といった観点が検討されていない。
- ・ さらに、根本的な問題は、現状として、英国のメディアを巡る状況が激変しており、むしろメディアの多様性は増している点にある。
- ・ したがって、合併後のメディアの多様性がどう変化するのかということではなく、そもそも現時点においてメディアの多様性が十分であるかどうかを考えた場合、当該合併事案は英国における不十分なメディアの多様性の一つに過ぎない。

その上で、ニュース・コーポレーション社は、「代替案 (UIL)」における同社の考え方として、以下の点について主張する³⁴。

- ・ 当該合併事案に反対する者は、BSkyB が保有するニュースチャンネル「Sky News」が独立の言論機関 (an independent voice) ではなくとなると反発するが、ニュース・コーポレーション社の提示する「代替案 (UIL)」は、「Sky News」の現状には何ら変更を及ぼすものではない。
- ・ ニュース・コーポレーション社は、「Sky News」を「別会社 (Newco)」へ移行させた上で、長期的な財務上の業務継続性 (financial viability) を保証することとしている。
- ・ そして、このことは「Sky News」が独立したメディアとして評価されることを意味し、メディア多様性の観点から、もはや当該合併事案においてニュース配信に関する

³² 前掲注 31, Points Discussed 3.

³³ 前掲注 31, Points Discussed 4.

³⁴ 前掲注 31, Consideration of the UILs 7.

論点は問題とはならない。

5.2.3. DCMS の反論

一方、このニュース・コーポレーション社の主張に対して DCMS は、以下のように議論を進める³⁵。

- ・追加提出される「代替案 (UIL)」を検討する用意はある。
- ・しかし、「Sky News」が独立しても、なお財務上の業務継続性 (financial viability) が可能であるという点も含め、「代替案 (UIL)」において詳細な内容を明らかにされたい。

5.2.4. DCMS からの通知

この協議の最後に、DCMS から今後の審査手続の進め方について、以下の通知がなされた³⁶。

- ・2010年12月31日に提出された Ofcom からの調査報告書を公表する
- ・ニュース・コーポレーション社の「代替案 (UIL)」について、同案が確定した段階で公表する。
- ・「代替案 (UIL)」について、英国公正取引庁 (OFT) 及び Ofcom に対して意見を求める。
- ・十分に詳細な内容の「代替案 (UIL)」が作成されるならば、DCMS は、15日間の意見募集 (パブリック・コメント) を実施する。そうでない場合には、DCMS は当該合併事案を CC へ諮問する。

5.2.5. ニュース・コーポレーション社の対応

この2011年1月20日の DCMS との二回目の対面協議終了後、ニュース・コーポレーション社は追加の「代替案 (UIL)」の作成、すなわち第2次「代替案 (UIL)」の提出に向けて作業に入る。

5.3. 第2次「代替案 (UIL)」の提示

2011年1月24日、ニュース・コーポレーション社から第2次「代替案 (UIL)」が提出された。この第2次「代替案 (UIL)」では、第1次「代替案 (UIL)」と比べて、大幅に修正が加えられていた。上記 5.1. i) 及び ii) の「別会社 (Newco)」の経営体制に関する記述の充実に加え、次の二つの点について内容が具体化されるとともに、「別会社 (Newco)」への円滑な業務の移行に向けて新たな事項が追加された³⁷。当初は、ひとまず「代替案 (UIL)」の提出が認められるということに主な目的があったように思われたが、この第2次「代替案 (UIL)」では、「Sky News」の「別会社 (Newco)」への現実的な移行計画が具体的に示されることとなった。

³⁵ 前掲注 31, Consideration of the UILs 8.

³⁶ 前掲注 31, Next steps 10.

³⁷ 第2次「代替案 (UIL)」(2011.1.24)

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/News_Corp_revised_undertakings_24_Jan_11.pdf

(具体化された事項)

- ・送信請負契約に関する事項 (Carriage Agreement) ³⁸
 - 「別会社 (Newco)」のニュース番組をニュースチャンネル「Sky News」として BSKyB の視聴者へ配信するかわりに、送信にかかる費用は BSKyB が負担する。
 - 契約期間は、10 年間とする。
 - BSkyB は「別会社 (Newco)」の編集権を侵害しない。
- ・ニュースチャンネル「Sky News」のブランド使用契約に関する事項 (Brand Licensing Agreement) ³⁹
 - 「別会社 (Newco)」は、ニュースチャンネル「Sky News」のブランドを使用することができる。
 - 契約期間は、当初 7 年間とする。その後、7 年間の契約更新ができ、さらに 3 年間延長することができる。

(新たに追加された事項)

- ・「別会社 (Newco)」への円滑な業務の移行
 - ニュースチャンネル「Sky News」に関する有形資産 (tangible assets) の承継、編集者をはじめとするスタッフの移籍、許認可や契約関係の承継。

しかし、この第 2 次「代替案 (UIL)」の提出を受けても、なお、英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) は納得しなかった。翌 2011 年 1 月 25 日に DCMS は報道発表を行い、「メディアの多様性に関する公共の利益が害されるおそれがあるため、当該合併事案について、英国競争委員会 (CC) へ諮問する必要がある。ただし、メディアの多様性に関する潜在的な脅威を回避する更なる代替案が示されれば、政府として、その案についてあらためて検討する」との見解を公表する⁴⁰。そして、2011 年 1 月 27 日、DCMS は英国公正取引庁 (OFT) 及び英国通信庁 (Ofcom) へ第 2 次「代替案 (UIL)」について意見照会を行い、2011 年 2 月 11 日、OFT 及び Ofcom から第 2 次「代替案 (UIL)」について意見書が提出された⁴¹。これをもとに、2011 年 2 月 15 日、DCMS はニューズ・コーポレーション社に対して厳しい内容の文書を送付する⁴²。

「i) 「別会社 (Newco)」の会長 (役員会の議長) を独立性のあるものとする。

³⁸ 前掲注 37, p3, 4.3, 4.4

³⁹ 前掲注 37, p3, 4.5

⁴⁰ DCMS の報道発表 (2013.1.25)

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/JeremyHunt_Statement_25JAN2011.pdf

⁴¹ 第 2 次「代替案 (UIL)」について OFT が DCMS に提出した意見書 (2011.2.11)

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Report_OFT_to_SoS_11_Feb_11.pdf

第 2 次「代替案 (UIL)」について Ofcom が DCMS に提出した意見書 (2011.2.11)

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Ofcom_SoS_advice_on_proposed_undertakings_in_lieu_11_Feb_11.pdf

⁴² DCMS からニューズ・コーポレーション社への文書 (2011.2.15)

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/SoS_to_News_Corp_15_02_11.pdf

- ii) 「別会社 (Newco)」に対する更なる買収の懸念を排除すること。
 - iii) 「別会社 (Newco)」に関する重要な契約に関して、事前に DCMS の承認を得ること。
 - iv) 「別会社 (Newco)」の資産の取扱いについて定義を明確にすること。
- これらの事項について、24 時間以内に「代替案 (UIL)」の修正に応じない場合には、DCMS は英国競争委員会 (CC) へ当該合併事案を諮問することとする。」

この DCMS の文書によって、ニュース・コーポレーション社が 24 時間以内に第 3 次「代替案 (UIL)」を示さない限り、当該合併事案の CC への諮問は避けられない状況となった。

5.4. 第 3 次「代替案 (UIL)」の提示

翌 2011 年 2 月 16 日、ニュース・コーポレーション社は英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) の通告から 24 時間以内に第 3 次「代替案 (UIL)」を提出し⁴³、DCMS が示した上記 5.3 の i) から iv) の懸念について、次のように対応策を示した。

- i) 「別会社 (Newco)」の会長 (役員会の議長) を独立性のあるものとする
→「別会社 (Newco)」の意思決定機関 (the board) の大部分は外部役員 (Independent Directors) で構成され、この外部役員 (Independent Directors) のうち 1 名が「別会社 (Newco)」の会長 (役員会の議長) となる⁴⁴。
- ii) 「別会社 (Newco)」に対する更なる買収の懸念があること。
→今後 10 年間、担当国務大臣の承認を得た場合を除き、ニュース・コーポレーション社は、「別会社 (Newco)」の株式について 39.14% を超えて保有しない⁴⁵。
- iii) 重要な契約条項に関して、事前に DCMS の承認を得ること。
→「代替案 (UIL)」において提示している権利義務に変更等があった場合には、担当国務大臣に申し出る⁴⁶。
- iv) 「別会社 (Newco)」の資産の取扱いについて定義を明確にすること。
→第 3 次「代替案 (UIL)」に、関係条項を明記する⁴⁷。

これを受けて、2011 年 2 月 17 日、DCMS は英国公正取引庁 (OFT) 及び英国通信庁 (Ofcom) へ第 3 次「代替案 (UIL)」について意見照会を行い、2011 年 3 月 1 日、OFT 及び Ofcom

⁴³ 第 3 次「代替案 (UIL)」(2011.2.16)

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/News_Sky_16_Feb_11_draft UIL.pdf

⁴⁴ 前掲注 43, p2, 3.1 (iii)

第 1 次「代替案 (UIL)」及び第 2 次「代替案 (UIL)」において、非常勤役員 (non-executive Directors) とされていたが、第 3 次「代替案 (UIL)」では、外部役員 (Independent Directors) という用語に修正されている。この修正は、第 3 次「代替案 (UIL)」において、ニュース・コーポレーション社が、「別会社 (Newco)」の独立性を示すために修正を加えたものと思われる。なお、「non-executive Directors」を「非常勤取締役」と訳すことにつき、『英米法律語辞典』研究社 (2011 年) p319, p752 参照。

⁴⁵ 前掲注 43, p6, 6.1

⁴⁶ 前掲注 43, p7, 10.1

⁴⁷ 前掲注 43, p2, 3.1 (iv)

は第3次「代替案 (UIL)」について意見書を提出した⁴⁸。そして翌々日の 2011 年 3 月 3 日、DCMS は、これらの意見書をもとに当該合併事案を承認する方向で、第3次「代替案 (UIL)」について意見募集を開始した⁴⁹。当該合併事案への関心は高く、野党労働党のイヴァン・ルイス (Ivan Lewis) 影の英国文化・メディア・スポーツ大臣は懸念を表明し、英国の主要新聞社であるガーディアン (the Guardian)、テレグラフ (Telegraph) 等は、当該合併事案が慎重に審議されるよう見解を示した⁵⁰。その後、2011 年 3 月 21 日に意見募集が締め切られ、DCMS が行った第3次「代替案 (UIL)」に対して約 40,000 件の意見が提出された⁵¹。

5.5. 第4次「代替案 (UIL)」の提示

当該合併事案について寄せられた意見を検討した上で、2011 年 6 月 14 日、ニュース・コーポレーション社が第4次「代替案 (UIL)」を提出する⁵²。この第4次「代替案 (UIL)」には、BSkyB から「別会社 (Newco)」として分離されたニュースチャンネル「Sky News」が独立性を保って業務を実施できるように措置する内容が盛り込まれており、具体的には、ニュース・コーポレーション社が「代替案 (UIL)」を約束どおり履行するかどうかを監視する機関 (the Monitoring Trustee) の設置が示されている⁵³。

これを受けて、英国文化・メディア・スポーツ省 (DCMS) は、英国公正取引庁 (OFT) 及び英国通信庁 (Ofcom) へ第4次「代替案 (UIL)」について意見照会を行い、2011 年 6 月 22 日、OFT 及び Ofcom は第4次「代替案 (UIL)」について意見書を提出した⁵⁴。そ

⁴⁸ 第3次「代替案 (UIL)」について OFT が DCMS に提出した意見書 (2011.3.1)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/OFT_to_SoS_1_March_11.pdf

⁴⁹ 第3次「代替案 (UIL)」について Ofcom が DCMS に提出した意見書 (2011.3.1)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Ofcom_to_SoS_revised_undertakings_in-lieu_1_March_11.pdf

⁴⁹ 前掲注 23, DCMS による第3次「代替案 (UIL)」に関する意見募集 (2011.3.3) 参照

⁵⁰ 第3次「代替案 (UIL)」の意見募集に関する英国の公共放送 BBC の報道 (2011.3.3)
<http://www.bbc.co.uk/news/business-12640322>
なお、第3次「代替案 (UIL)」の意見募集について、日本で紹介されたものとして、中村美子「英政府、News Corp の BSkyB 買収承認へ」(NHK 放送文化研究所『放送研究と調査』2011 年 5 月号) p74 参照

⁵¹ DCMS による第3次「代替案 (UIL)」に関する意見募集の結果 (2011.3.21)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/consultation_responses/summaryresponses_consultation_undertakings_offered_by_News_Corp-March2011.pdf

⁵² 第4次「代替案 (UIL)」(2011.6.14)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/NC UIL_revised-UILs-140611.pdf

⁵³ 前掲注 52, p9, 7. Functions of Monitoring Trustee

⁵⁴ 第4次「代替案 (UIL)」について OFT が DCMS に提出した意見書 (2011.6.22)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/OFT_report_sent_toSoS_220611.pdf
第4次「代替案 (UIL)」について Ofcom が DCMS に提出した意見書 (2011.6.22)

の後、2011年6月30日、DCMSは、これらの意見書をもとに当該合併事案を承認する方向で、第4次「代替案（UIL）」について意見募集開始した⁵⁵。そして、その意見提出の締切期限は2011年7月8日であった。

6. BSKYB 買収計画の取り下げ

2011年7月5日、BSkyBの買収を計画するニュース・コーポレーション社の傘下にある英国の新聞社「ニュース・オブ・ザ・ワールド」による電話盗聴取材疑惑が発覚し⁵⁶、ジャーナリズムのあり方、メディアのあり方について、英国において大きな関心事となる。このことは、BSkyB買収事件とは別の事件であったが、この二つの事件に関わる米国のメディア企業であるニュース・コーポレーション社に対して、英国国民から厳しい視線が向けられることとなる。2011年7月6日、英国政府もこれに対応し、英国通信庁（Ofcom）が放送局免許を保有する者の適格性（Fit and Proper）を判断する観点から、捜査当局及び裁判所の動向を注視するとの見解を公表した⁵⁷。

その後「ニュース・オブ・ザ・ワールド」による電話盗聴取材疑惑に関連して事態は急展開し、2011年7月7日、英国の新聞社「ニュース・オブ・ザ・ワールド」の廃刊が決定され⁵⁸、翌2011年7月8日、「ニュース・オブ・ザ・ワールド」の元編集長であり、キャメロン政権下で官邸報道局長であったアンディ・コールソン（Andy Coulson）氏が逮捕される⁵⁹。この状況の中、英国文化・メディア・スポーツ省（DCMS）が行った第4次「代替案（UIL）」に関する意見募集は同日2011年7月8日に締め切られ、約156,000件に及ぶ意見が提出され、DCMSは、多くの意見が寄せられたことや「ニュース・オブ・ザ・ワールド」による電話盗聴取材疑惑に関する捜査の進捗状況も含め、当該合併事案について

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Ofcom_to_SoS_further_advice-UIL_220611.pdf

⁵⁵ DCMSによる第4次「代替案（UIL）」に関する意見募集（2011.6.30）

http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/consultations/Consultation_BSKYB-revised_undertakings_in_lieu_300611.pdf

⁵⁶ 英国の新聞社「ニュース・オブ・ザ・ワールド」による電話盗聴取材疑惑に関する英国の新聞社「ガーディアン（the Guardian）」の記事（2011.7.5）

<http://www.theguardian.com/uk/2011/jul/05/rebekah-brooks-milly-dowler-phone-hacking?INTCMP=SRCH>

⁵⁷ Ofcomによる「放送免許適格性審査（Fit and Proper）」に関する声明（2011.7.6）

<http://media.ofcom.org.uk/2011/07/06/statement-on-fit-and-proper/>

⁵⁸ 英国の新聞「ニュース・オブ・ザ・ワールド」廃刊に関する英国の公共放送BBCの報道（2011.7.7）。<http://www.bbc.co.uk/news/uk-14070733>

なお、「ニュース・オブ・ザ・ワールド」の最終号は、2011年7月10日となる。

<http://www.bbc.co.uk/news/uk-14096215>

⁵⁹ 「ニュース・オブ・ザ・ワールド」の元編集長の逮捕に関する英国の公共放送BBCの報道（2011.7.8）<http://www.bbc.co.uk/news/uk-14077405>

なお、「ニュース・オブ・ザ・ワールド」廃刊とメディアのあり方に関する分析につき、田中孝宜「盗聴取材でマードック帝国に激震—広がる波紋・メディア規制強化論も—」（NHK放送文化研究所『放送研究と調査』2011年9月号）p110以下参照

慎重に対応していく旨の声明を発表した⁶⁰。

週が明けて、2011年7月11日の月曜日、DCMSは、英国公正取引庁(OFT)及びOfcomへ再び意見照会を行い⁶¹、特にOfcomに対して、以下の三つの点について意見を求めた。

- i) ニュース・オブ・ザ・ワールドの廃刊によって、英国のメディアを巡る状況は激変している。この状況を踏まえて、当初2010年12月31日に提出されたOfcomからの調査報告書に追加すべき事項があるか。
- ii) 英国下院のジョン・ウィッテンデール(John Whittingdale)文化・メディア・スポーツ委員会委員長には文書で通知したが、当該合併事案、メディアの多様性、そして現在提示されている「代替案(UIL)」について、放送局免許を保有する者の適格性(Fit and Proper)の観点から、Ofcomは、どのように考えるか。
- iii) ニュース・コーポレーション社から提示されている「代替案(UIL)」について、その実行性をどのように考えるか。」

これと時を同じくして、同日2011年7月11日、第4次「代替案(UIL)」はニュース・コーポレーション社の自らの手によって取り下げられ、これによって、DCMSは英国競争委員会(CC)への諮問を最終的に決断、手続を開始することになる⁶²。

一方、英国議会もこれらの動きに反応し、2011年7月12日、英国議会下院の文化・メディア・スポーツ委員会に米国のメディア企業であるニュース・コーポレーション社のルパート・マードック(Rupert Murdoch)最高経営責任者及び同氏の次男で同社の欧州・アジア地域最高経営責任者であるジェームズ・マードック(James Murdoch)氏の召喚を決定する⁶³。そして、最終的に2011年7月13日、DCMSは、当該合併事案のCCへの諮問を正式決定した旨を公表し⁶⁴、同日、ニュース・コーポレーション社は、この状況にお

⁶⁰ DCMSによる第4次「代替案(UIL)」に関する意見募集の結果に関する声明(2011.7.8)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/news/news_stories/8279.aspx

⁶¹ DCMSからOFTへの意見照会(2011.7.11)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Letter_SoS-to-OFT_11JUL2011.pdf
DCMSからOfcomへの意見照会(2011.7.11)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/Letter_SoS-to-Ofcom_11JUL2011.pdf

⁶² DCMSがCCへの諮問に向けた手続を開始する文書(2011.7.11)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/news/news_stories/8286.aspx
CCへの諮問に関するDCMS大臣の声明(2011.7.11)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/news/ministers_speeches/8285.aspx

⁶³ ルパート・マードック(Rupert Murdoch)氏の議会召喚決定に関する英国議会の文書(2011.7.12)
<http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/commons-select/culture-media-and-sport-committee/news/call-for-rupert-murdoch-james-murdoch-and-rebekah-brooks-to-give-evidence/>

⁶⁴ DCMSのCCへの諮問に関する文書(2011.7.13)
http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20111202170415/http://www.cep.culture.gov.uk/images/publications/News_Corp_BSkyB_CC_referral-13JUL11.pdf

いて事態を進展させることは困難であるとして、ついに BSKyB 買収計画そのものを取り下げることとなった⁶⁵。

7. 結びにかえて

英国特有のクロスメディア所有規制である「メディア企業の合併規制」の審査は、「メディア企業の合併に関する公益性審査基準 (the media public interest test)」に基づいてメディア企業の合併を承認するか否かの判断が行われる。この審査基準は、現行法制度において、2002年企業法第58条2C(a)「英国全土、英国の特定地域又は英国の地方 (locality) におけるそれぞれ異なる視聴者に対して、これらにサービスを提供するメディア企業を支配する者が十分に多様であること。」と規定されている。そして、ここに規定される「メディア企業を支配する者 (persons with control of media enterprises)」の対象範囲の設定によって、当該クロスメディア所有規制の射程範囲は大きく変わってくる。

英国通信庁 (Ofcom) が 2010年12月31日に最初に提出した調査報告書には、BSkyB 買収事件について、上記 4.3.における i) から iv) の懸念を示した上で、十分な多様性が確保されなくなるおそれがあることから、どの程度の公共の利益の侵害があるか英国競争委員会 (CC) へ諮問するべきであると結論づけている。しかしながら、BSkyB 買収事件では、結果的に CC へ諮問されることはなく、「代替案 (UIL)」の提示による議論の応酬に終始することとなる。

その一方で、「代替案 (UIL)」を巡る議論の応酬によって、必ずしも明確になっていなかった法の輪郭が明らかになっていく。特に、BSkyB から同社の保有するニュースチャンネル「Sky News」を分離 (spin-off)、「別会社 (Newco)」とすることで言論機関としての独立性を確保することが議論された際に、「メディア企業を支配する者 (persons with control of media enterprises)」の考え方について「代替案 (UIL)」の提示による協議が行われ、

- ・「別会社 (Newco)」の経営体制
- ・「別会社 (Newco)」の編集権の独立
- ・10年間の送信請負契約 (Carriage Agreement)
- ・7年間の「Sky News」のブランド使用契約 (Brand Licensing Agreement)

などの重要事項が具体化されていった。また、ニュース・コーポレーション社から提示された「代替案 (UIL)」が確実に履行されるのかどうか、否、確実に履行されるために、

- ・今後10年間、ニュース・コーポレーション社は、「別会社 (Newco)」の株式について39.14%を超えて保有しないことの確約
- ・「代替案 (UIL)」を約束どおり履行するかどうかを監視する機関 (the Monitoring Trustee) の設置

など、実際の事案でなければ議論されないであろう具体的な論点も協議の対象となり、クロスメディア所有規制の射程範囲が少しずつ明らかにされていった。これらは、CC への諮問・答申という原則的な法律上の手続は経られていないものの、実態に踏み込んだ深い

⁶⁵ ニュース・コーポレーション社の BSKyB 買収計画の取り下げに関する英国の公共放送 BBC の報道 (2011.7.13) <http://www.bbc.co.uk/news/business-14142307>

議論が交わされたという点で、大きな意義があったものと考えられる。

また、BSkyB 買収事件の最終局面における「ニュース・オブ・ザ・ワールド」の電話盗聴取材疑惑は、ジャーナリズムのあり方、メディアのあり方について、英国における大きな関心事となった。このことは、2011年7月11日に英国文化・メディア・スポーツ省(DCMS)がOfcomに意見を求めた事項、上記6.i)「ニュース・オブ・ザ・ワールドの廃刊によって、英国のメディアを巡る状況は激変している。この状況を踏まえて、当初2010年12月31日に提出されたOfcomからの調査報告書に追加すべき事項があるか。」に象徴的である。そして、BSkyB 買収事件を端緒として、そもそもメディアの役割とは何か、メディアの多様性とは何か(What do we mean by media plurality?)という問いかけが、今なお我々に投げかけられている⁶⁶。

これらの英国におけるBSkyB 買収事件の一連の審査経過における出来事は、より根源的な新たな論点を導き出すことになり、この事件を契機として、メディアを巡る新たな環境変化に対応した「メディアの多様性の確保」に関する検討が開始された。そして、Ofcomが2010年12月31日の調査報告書の中で初めて示した「クロスメディア利用動向率(share of references)」をはじめとする新たなメディア多様性の測定手法は、BSkyB 買収事件の後、一年をかけて検討が重ねられていく。この検討結果は、2012年6月のOfcom「メディア多様性の測定に関する報告書」と2012年9月のOfcom「メディア多様性の測定に関する報告書(追加勧告)」の二つの調査報告書にまとめられ、その後、2012年10月の「グローバルラジオによるガーディアン・メディア・グループのラジオ部門の買収事件」において初めて適用されることとなる⁶⁷。

英国におけるクロスメディア所有規制は、今なお、英国国民の関心事であり、今後も継続して検討すべき課題とされている⁶⁸。それゆえ、英国における「クロスメディア利用動向率(share of references)」をはじめとするメディア多様性の測定手法の分析やメディアを巡る新たな環境変化に対応した「メディアの多様性の確保」に関する検討状況を注視していくとともに、引き続き、これらの動向の把握に努めていかななくてはならない⁶⁹。

⁶⁶ 2012年11月に公表されたレベソン調査委員会(The Leveson Inquiry)の最終報告書の勧告においても言及されており、メディアを巡る新たな環境変化に対応するため、「メディアの多様性とは何か? (What do we mean by media plurality?)」という論点について、今後も継続して検討すべき課題であるとしている。

<http://www.official-documents.gov.uk/document/hc1213/hc07/0780/0780.asp>

また、これを受けてDCMSは、メディアの多様性について、2013年10月22日を期限として意見募集(パブリックコメント)を実施している。

「メディア所有と多様性(Media Ownership and Plurality)－意見募集(Consultation)－」(2013.7.30意見募集開始、2013.10.22意見提出期限)

<https://www.gov.uk/government/consultations/media-ownership-and-plurality>

⁶⁷ メディア企業の合併に当該審査基準が適用された事件は、過去に三件あり、2012年10月の「グローバルラジオによるガーディアン・メディア・グループのラジオ部門の買収事件」は、BSkyB 買収事件に続く最新事例である。

⁶⁸ 前掲注66参照

⁶⁹ 日本においても、メディアの利用時間と情報行動について調査研究が進められており、例えば以下のようなメディアを巡る新たな環境変化に対応した研究成果がある。なお、これらの調査研究は、いずれも単年度調査であることから、今後継続して調査研究を行

参考文献

- [1] Rachael Craufurd Smith & David Tambini, 'Measuring Media Plurality in the United Kingdom: Policy Choices and Regulatory Challenges', 4(1) Journal of Media Law 35-63, 2012, UK
<http://www.lse.ac.uk/media@lse/research/pdf/Innovation-and-Governance/Tambini-and-Craufurd-Smith---Measuring-Media-Plurality-in-the-UK-.pdf>
- [2] 市川芳治「メディア多元性を保障する競争法の射程の検討－EU・英国の状況を中心に－」InfoCom REVIEW52号, 情報通信総合研究所 (2010) p31 以下参照
- [3] 戒能通厚『現代イギリス法事典』新世社 (2003)
- [4] 春日教測「放送市場の多面性と規制に関する考察－ドイツ規制制度からの示唆－」情報通信学会誌 第98号 (2011) p43 以下参照
- [5] ジョン・ミドルトン『報道被害者の法的・倫理的救済論』有斐閣・一橋大学大学院法学研究科叢書 (2010)
- [6] 佐々木秀智「米国の新聞・放送相互所有規制と連邦憲法修正第1条」海外情報通信判例研究会報告書 (第一集) 総務省情報通信政策研究所 (2010) p139 以下参照
- [7] 曾我部真裕「マスメディア集中排除原則の議論のあり方」法律時報 83 卷 2 号 (2011. 2) p93 以下参照
- [8] 田中英夫他『外国法の調べ方』東京大学出版会 (1974)
- [9] 田中英夫『英米法総論上』『英米法総論下』東京大学出版会 (1980)
- [10] 山口いつ子「国際メディア事業の展開と基本的情報の提供－インターネット時代の集中排除原則のあり方をめぐって」ジュリスト 1378 号 (2009) p121 以下参照
- [11] 渡辺昭成「イギリス合併規制と公共の利益」比較法学第 35 卷第 2 号 (2002) p153 以下参照

っていくことの検討が必要である。

「情報通信メディアの利用時間と情報行動」総務省平成 25 年情報通信に関する現状報告 (2013.7) 第 2 部第 4 章第 3 節 p341-p345

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01tsushin02_02000059.html

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/index.html>

「平成 24 年情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」総務省情報通信政策研究所 (2013.7)

http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2013/00h24mediariyou_gaiyou.pdf

http://www.soumu.go.jp/iicp/chousakenkyu/data/research/survey/telecom/2013/01_h24mediariyou_houkokusho.pdf

「複数メディア利用動向に関する調査報告書(クロスメディア利用と複数メディア同時接触行動の分析－民放連研究所調査 (2006 年 12 月) より－)」日本民間放送連盟研究所 (2007.5)